

契約保証金免除申請書

令和 年 月 日

公益財団法人西成労働福祉センター代表理事 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名 印

今般、令和3年度公益財団法人西成労働福祉センター仮移転施設電気設備他管理業務委託の委託契約に関し、下記のとおり令和3年度公益財団法人西成労働福祉センター仮移転施設電気設備他管理業務委託公開見積り合せ募集公告第9の(6)イに該当しますので、契約保証金の納付を免除されるよう申請いたします。

記

契約履行年月日	契 約 件 名	契約金額	取引先

- 1) この申請書には、契約を締結しようとする日を起算日として、過去2年間に契約の履行を完了した日が含まれるもののみ記載してください。
- 2) 記載した契約について、契約書等の写しを添付してください(上記の内容証明に関係しない部分の添付は省略可能です)。

(契約保証金の納付等)

第 67 条 [令第 167 条の 16](#)の規則で定める率は、契約金額の 100 分の 5 以上とする。

2 第 56 条第 2 項の規定は、契約保証金の場合に準用する。

3 契約保証金の納付は、前項に定めるもののほか、公共工事前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証の提供をもって代えることができる。この場合において、提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

(契約保証金の免除)

第 68 条 契約担当者は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に府を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) [令第 167 条の 5](#)又は[令第 167 条の 11](#)に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が国（公社、公庫及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを過去 2 年の間にすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 普通財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

財務規則の運用

第 67 条関係

長期継続契約を締結する場合に徴収する契約保証金の額は、契約書に契約月額に記載があるときは契約月額に 12 を乗じて得た金額の 100 分の 5 以上とし、契約書に契約月額の記載がないときは契約総額を契約月数で除した額に 12 を乗じて得た金額の 100 分の 5 以上とする。

第 68 条関係

「規模」とは、契約金額を指し、「ほぼ同じくする」とは、契約金額の 7 割に相当する金額以上のものとする。また、数回以上とは、2 回以上をいう。

ただし、長期継続契約（大阪府長期継続契約に関する条例の規定に基づく長期継続契約）による場合の「規模」の基準となる契約金額は、契約書に契約月額の記載があるときは契約月額に 12 を乗じて得た金額を指し、契約書に契約月額の記載がないときは契約総額を契約月数で除した額に 12 を乗じて得た金額を指すものとする。

なお、「過去 2 年の間」とは、契約を締結しようとする日を起算日とする。